

## 死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱

### 1. 目的

異状死等の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科等医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施し死因究明体制の充実を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

### 3. 事業内容

- (1) 受講対象者は、医師、診療放射線技師とする。
- (2) 研修内容は、死亡時画像撮影・診断における医療安全、関係する法令・倫理、死亡時画像の特性（撮影・読影技術）等についての研修を行うものとする。
- (3) 研修については、多くの者が受講できるよう期間を分けた開催など、受講者への配慮を行うものとする。
- (4) 研修実施後は、受講者の意見や研修の効果等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすものとする。